

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」

と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

○蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年十二月二十四日)
条 例 第 一 号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項並びに地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項の規定に

基づき、同法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員

の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(準用規定)

第二条 給与の種類その他給与及び費用弁償に関する必要な事項

は、蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(令和元年蒲郡市条例第十号。以下「蒲郡市条例」という。)の

規定を準用する。

(読替規定)

第五編 給与 (蒲郡市幸田町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)